

2024年1月10日

吸收分割に係る事前開示書面の訂正について

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
住信 S B I ネット銀行株式会社  
代表取締役社長(C E O) 円山 法昭

2024年1月10日付で公衆の縦覧に供した法定事前開示書面「吸收分割に係る事前開示書面（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面）」について、当該内容の一部に訂正すべき事項がございましたので、改めて、次頁以下に当該書面の全部を掲載いたします（訂正箇所は下線で表示しております。）。

2024年1月10日

吸收分割に係る事前開示書面  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

東京都港区六本木一丁目6番1号  
住信SBIネット銀行株式会社  
代表取締役社長(CFO) 円山 法昭

当社は、2023年12月22日付で、岡三証券株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で、当社を吸收分割会社、承継会社を吸收分割承継会社とする吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）に係る吸收分割契約を締結いたしました。

本吸收分割に関する事項は下記のとおりです。

1. 吸收分割契約の内容（会社法第782条第1項）

本吸收分割に係る吸收分割契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

承継会社は、本吸收分割の対価として、当社に対して金4,080万円の金銭を交付します（但し、効力発生日までの間において、当社又は承継会社の財産状態、資産若しくは負債、又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸收分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、変動する可能性があります。）。これは、本吸收分割により当社が承継会社に承継させるくりく365事業に関する将来の見通し等を総合的に勘案し、当社と承継会社により合意したものであって、相当であると判断いたしました。

3. 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2のとおりです。

4. 承継会社において最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第4号ハ）

該当事項はございません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はございません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

本吸収分割後、当社及び承継会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております、また、本吸収分割後の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社及び承継会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予想されないことから、本吸収分割の効力発生日以後、当社及び承継会社の債務につき履行の見込みがあると判断いたしました。

以上

(別紙1) 吸収分割契約書

(別紙2) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容